

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (年月日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
モザンビーク	モザンビーク共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とモザンビーク共和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な商政府の購入	500,000千円 ----- -----	2021.3.18 ▽アプトで (同日)	日本側 木村元在モザンビーク大使 モザンビーク側 ゴエロニカ・チタニエル・マカモ・マリアヨーゾオ外務協力大臣	2021.4.6 117号
モザンビーク	新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援計画のためモザンビーク共和国政府との間の交換公文	新型コロナウイルス感染症危機対応緊急支援計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	430,000千円 2025.5.31まで	2021.6.30 ▽アプトで (同日)	日本側 木村元在モザンビーク大使 モザンビーク側 ゴエロニカ・チタニエル・マカモ・マリアヨーゾオ外務協力大臣	2021.7.26 242号
モザンビーク	モザンビーク共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とモザンビーク共和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な商政府の購入	730,000千円 ----- -----	2021.8.20 ▽アプトで (同日)	日本側 木村元在モザンビーク大使 モザンビーク側 ゴエロニカ・チタニエル・マカモ・マリアヨーゾオ外務協力大臣	2021.9.2 290号
モザンビーク	モザンビーク共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とモザンビーク共和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な商政府の購入	300,000千円 ----- -----	2021.12.17 ▽アプトで (同日)	日本側 木村元在モザンビーク大使 モザンビーク側 ゴエロニカ・チタニエル・マカモ・マリアヨーゾオ外務協力大臣	2022.7.12 230号

- (注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。